函館市犬および猫の譲渡実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は，動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第35条第４項の規定に基づき市立函館保健所（以下「保健所」という。）または函館市動物愛護管理センター（以下「センター」という。）において実施する犬および猫の譲渡に関し，必要な事項を定めるものとする。

（譲渡対象動物）

第２条　市立函館保健所が引き取りまたは収容した犬および猫であって譲渡することができるもの（以下「譲渡対象動物」という。）は，次に掲げるすべての要件を満たすものとする。ただし，譲渡対象動物を譲り受けようとする者（以下「譲受者」という。）の飼養経験，資質および能力等により譲渡に支障がないと認められる場合は，この限りでない。

(1) 視診，触診等により健康と判断されること。

(2) 固形物を自力で摂食できると認められること。

(3) 攻撃性がないかまたはあっても飼養の過程で解決できると判断されること。

(4) 人および社会に順応性があると判断されること。

（譲受者）

第３条　譲受者は，次に掲げる者とする。

(1) 新たな飼い主となる個人（以下「個人飼養者」という。）

(2) 非営利目的で新たな飼い主を探す活動を行っている団体または個人（以下「団体等」という。）

（譲受者の要件）

第４条　個人飼養者は，次に掲げるすべての要件を満たさなければならない。

(1) 保健所またはセンターまで譲渡対象動物を引き取りに来ることができること。

(2) 18歳以上で，自らが飼養するにあたり同居者全員の同意が得られていること。ただし，一人暮らしまたは同居者全員が60 歳以上の譲受者については，飼養を継続できなくなった場合に，代わりに飼養することのできる者で，本号から第５号までの要件をすべて満している者がいること。

(3) 飼養する場所が集合住宅または借家等の場合，動物の飼養が承認されていること。

(4) 譲渡対象動物を適正に飼養する等の誓約書の内容を理解し，遵守できること。

(5) その他市立函館保健所長（以下「保健所長」という。）が必要と認める要件を満たしていること。

２　団体等は次に掲げるすべての要件を満たさなければならない。

(1) 市が行う動物の愛護および管理に関する事務を理解し，協力できること。

(2) 再譲渡（団体等から個人飼養者への譲渡）の手続きを明確にしていること。

(3) 団体等の活動理念や目的が社会と調和したものであって，他の行政機関，動物愛護団体，市民等との間でトラブルを起こしたことがないこと。

(4) 適正に飼養管理できる能力を越えて動物を飼養していないこと。

(5) 団体等の活動は，関係する法令および条例等を遵守していること。

（譲渡の手続き）

第５条　譲渡の手続きは次のとおりとする。

(1) 譲受者は，事前に希望する譲渡対象動物を飼養している施設（保健所またはセンター）へ連絡し指示に従うものとする。

(2) 譲渡申請，譲渡対象動物の面会および引き渡しは，前号の場所で行う。

２　前項の規定のほか個人飼養者への譲渡（以下「個人譲渡」という。）の手続きは次のとおりとする。

(1) 譲渡申請書（別記第１号様式），飼養条件確認書（別記第２号様

式)，誓約書（別記第３号様式）および保健所長が必要と認めるその他文書を保健所長に提出しなければならない。

(2) 譲受者の住所，氏名および年齢を確認できる公的機関が発行した文書等を提示しなければならない。

(3) 保健所長は，譲受者が第４条第１項各号に掲げる要件に適合しているかを確認し，すべて適合している場合に譲渡対象動物を譲渡するものとする。ただし，譲渡することにより適正な飼養管理ができなくなるおそれがあると特に認められるときには譲渡しないことができる。

(4) 保健所長は，前号の譲渡において条件を付すことができる。

(5) 譲渡対象動物が犬の場合，原則として，譲渡の手続きと同時に狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第４条の規定により登録しなければならない。

３　第１項の規定のほか団体等への譲渡（以下「団体譲渡」という。）の手続きは次のとおりとする。

(1) 譲渡申請書（別記第４号様式）および誓約書（別記第５号様式）および保健所長が必要と認めるその他文書を保健所長に提出しなければならない。

(2) 譲渡の手続きを行う担当者の住所，氏名および年齢を確認できる公的機関が発行した文書等を提示しなければならない。

(3) 前号までの規定にかかわらず，保健所長が特に認める動物愛護団体については，手続きを一部省略することができる。

(4) 保健所長は，譲受者が第４条第２項各号に掲げる要件に適合しているかを確認し，すべて適合している場合に譲渡対象動物を譲渡するものとする。ただし，譲渡することにより適正な飼養管理ができなくなるおそれがあると特に認められるときには譲渡しないことができる。

(5) 保健所長は，前号の譲渡において条件を付すことができる。

４　同じ譲渡対象動物について，譲渡申請が同時にあった場合は，個人譲渡を優先し，個人譲渡は市内に居住する者を優先する。

（譲渡対象動物に関する情報提供）

第６条　保健所長は，市において譲渡対象動物を飼養している間，当該譲渡対象動物に関する情報を市ホームページに掲載するものとする。

（委任規定）

第７条　この要綱の施行に関し必要な事項は，別に定める。

附　則

この要綱は，平成２５年９月１日から施行する。

附　則

この要綱は，令和２年２月１日から施行する。

附　則

この要綱は，令和４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，令和７年４月１日から施行する。

別記第１号様式（第５条関係）

個体番号（施設記入）	

譲渡申請書（個人譲渡）

年　　月　　日

市立函館保健所長　様

住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

申請者　　氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話 ＿＿＿＿＿＿―＿＿＿＿＿＿―＿＿＿＿＿＿

下記のとおり譲渡対象動物の譲受けを申請します。

記

（譲渡対象動物）

種　類	□犬 □猫	□雑種 □その他（　　）	
年　齢	歳　　ヶ月（推定）		
性別等	□オス □メス □（　　）	毛 色	
その他特徴			

（添付書類）

□飼養条件確認書（別記第２号様式）　□誓約書(個人譲渡)（別記第３号様式）
□保健所長が必要と認めるその他文書

（譲渡の条件）

・譲渡後２週間は，条件付き譲渡(トライアル期間)です。申請者が誓約事項等を遵守していないなど明らかになった場合，譲渡対象動物の返還を求めることがあります。
・この期間中は，譲渡対象動物に関する保健所または動物愛護管理センターの指示に必ず従ってください。また，状況確認等のため担当者から連絡することがあります。
・この期間中においては，どうしても先住動物との相性が合わず，同一家庭内での飼養が困難な場合に限り，譲渡申請の取下げをすることができますが，譲渡後２週間を経過した場合，理由の如何に関わらず，譲渡申請の取下げはできません。
・この期間中の管理責任は申請者にあります。この期間にかかる経費は申請者の負担になります。

□以上の条件および誓約書の内容を十分に理解したうえで申請します。譲渡前後の手続きに関して，函館市に対し異議申し立ては一切いたしません。

－－

【本人確認方法】運転免許証/健康保険証/マイナンバーカード/他（　　）

別記第２号様式(第５条関係)

飼養条件確認書

年　　月　　日

市立函館保健所長　様

譲渡対象動物を譲り受けたいので，下記のとおり提出します。

記

１　記入者(申請者本人)			
ふりがな 氏名		年齢	
住所			
電話番号			
職業	□会社員　□自営業　□公務員　□パート・アルバイト □主婦・主夫　□学生　□無職　□その他（　　）		
２　家族の構成			
□一人暮らし　□同居家族あり(以下のとおり)			
続柄	年齢	同意の有無	備考(動物アレルギー等，飼養継続に支障が出るおそれがある疾病等)
		□あり　□なし	
		□あり　□なし	
		□あり　□なし	
		□あり　□なし	
		□あり　□なし	
譲受者が不在となるとき	□週に　　日　　時間程度　□不在なし →不在時の飼養(　　)		
飼養継続できなくなった場合の代理	住所 氏名　　年齢 電話　　承諾の有無　□あり　□なし ※一人暮らしまたは同居者全員が 60 歳以上の方については，飼養を継続できなくなった場合に，譲渡の要件を満たす代わりに飼養することのできる方が必要です。譲渡申請の際には，代理として登録される方（代理者）に同伴いただくか，代理者の承諾書の提出または代理者への電話連絡により，代理者の意思確認を行います。		
３　居住の状況			
居住形態	□一戸建て　□集合住宅　□公営住宅　□その他(　　)		
権利関係	□持ち家　□賃貸　□その他(　　)		
飼養可否	□飼養可→□(　　)を(　　)匹まで　□制限なし ※集合・公営住宅の場合は，契約書等の書面により確認します。 □飼養不可		
飼養環境	逸走防止	□対策済み　□未対策	
	ケージ類・排泄場所	□設置済み　□未設置	

4 飼養の経験

□あり(主に世話をする場合に限る) □同居家族が飼養 □なし
→種類:□犬 □猫 □その他( ) いつごろ( )

※過去に保健所へ犬猫の引取りを依頼したことがありますか？

□なし □あり→種類:□犬 □猫 を( )回 いつごろ( )

5 現在飼養中の動物

種類	年齢	性別 (避妊・去勢)	飼養 年数	備考(性格，飼養継続に支障が出る おそれがある疾病等)

犬の場合	犬の登録	□している→□全頭 □一部 □していない
	狂犬病予防注射(年１回)	□している(最終実施 年 月)→□全頭 □一部 □していない
	所有者明示	□鑑札および注射済票 □マイクロチップ □していない
	飼養場所	□屋外 □室内
猫の場合	ウイルス検査	□猫白血病 □猫エイズ □その他( ) □していない
	ワクチン接種	□している→種類( ) □していない
	寄生虫(便検査)	□駆虫している □駆虫していない
	所有者明示	□首輪等(所有者の情報が記載されているもの) □迷子札 □マイクロチップ □していない
	飼養場所	□室内のみ □外に出すことがある

6 改善の計画

何について		いつまでに	月 日までに

7 その他

施設記入欄(□市立函館保健所 □函館市動物愛護管理センター)

譲渡対象動物		対応者	
備考			

別記第３号様式（第５条関係）

誓約書（個人譲渡）

私は，この度函館市から犬・猫を譲り受けるにあたり，下記の遵守事項を守って適正に飼養管理し，模範的な飼い主となることを誓約します。

記

□１　譲り受けた動物の生理，生態，習性等を理解するとともに，人への危害防止等他人に迷惑をかけないよう飼い主の責任を十分に自覚し，愛情を持って適正に終生飼養します。

□２　生後９１日以上の犬については，「狂犬病予防法」に基づき登録し，年１回の狂犬病予防注射を受けさせます。また，犬には交付された鑑札と注射済票を着用し，適切な方法により逸走の防止を図ります。

□３　猫は適切な方法により逸走の防止を図ったうえで迷子札またはマイクロチップを装着し，室内で飼養します。

□４　譲り受けた犬・猫に子供ができたときに責任を持てない場合は，その動物に避妊・去勢手術またはこれに代わる繁殖制限措置を行います。

□５　譲り受けた犬・猫が疾病等に罹った場合には適切な治療を受けさせます。

□６　譲り受けた犬・猫に病気，行動，その他の問題があった場合，函館市に対してその責任を一切問いません。また，治療等にかかる費用についても一切請求しません。

□７　譲り受けた犬・猫は営利を目的とした行為に用いません。

□８　やむを得ず飼育が困難となった場合には，責任を持って新たな飼い主を探します。

□９　譲渡後に「元の飼い主」が判明し返還を求められた場合は，譲受者の名前や連絡先等を教えることに同意します。また，その際には，当該犬等の取り扱いは当事者間で誠実に話し合うことを約束します。

□10　「動物の愛護及び管理に関する法律」，「北海道動物の愛護及び管理に関する条例」また，犬においては「狂犬病予防法」および「函館市犬の危害の防止等に関する条例」など関係法令に定められた事項を遵守します。

□11　人とペットの安全を守るため，避難のための準備など日頃から災害の発生に備えます。

□12　ペットを飼い続けるために経済的な負担が生じることや，人もペットも年を重ね体力や生活習慣が変わっていくことを十分理解し，来る将来に備えます。

□13　譲渡後に，譲り受けた動物等について函館市から報告等を求められた場合は，これに応じます。

年　　月　　日

市立函館保健所長　様

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

別記第４号様式（第５条関係）

個体番号（施設記入）	

譲渡申請書（団体譲渡）

年　　月　　日

市立函館保健所長　様

申請者　（団体）住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（団体）名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（構成員　　人）

代表者氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話 ＿＿＿＿＿―＿＿＿＿＿―＿＿＿＿＿

担当者　氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話 ＿＿＿＿＿―＿＿＿＿＿―＿＿＿＿＿

（代表者と同一の時は記入する必要はありません）

下記のとおり譲渡対象動物の譲受けを申請します。

記

（譲渡対象動物）

種　類	□犬 □猫	□雑種 □その他（　　）	
年　齢	歳　　ヶ月（推定）		
性別等	□オス □メス □（　　）	毛 色	
その他特徴			

（団体の飼養管理）

飼養する施設（場所）	住所 （建物名称，部屋番号）		
上記施設について動物取扱業の有無	□第一種 □第二種 □なし		
施設区分	□一戸建て □集合住宅 □公営住宅 □その他（　　）		
権利関係	□所有 □賃貸 □その他（　　）		
飼養可否	□飼養可→□（　　）を（　　）匹まで □制限なし □飼養不可		
現在飼養数/飼養可能数	犬	猫	その他（　　）
	／　頭	／　匹	
上記施設以外での個人ボランティア等による飼養	□予定している　□予定なし		

（添付書類）

□誓約書（別記第５号様式）　□保健所長が必要と認めるその他文書

【担当者本人確認方法】運転免許証/健康保険証/マイナンバーカード/他（　　）

別記第５号様式（第５条関係）

誓約書（団体譲渡）

私（達）は，この度函館市から犬・猫を譲り受けるにあたり，再譲渡するまでの間，下記の遵守事項を守って適正に飼養管理することを誓約します。

記

□１　函館市が行っている動物の愛護および管理に関する事務を理解し，譲渡事業に協力します。
□２　譲り受けた犬・猫は，責任をもって適正に飼養します。また，適正に飼養管理できる数を越えて飼養することはしません。
□３　譲り受けた犬・猫は営利を目的とした行為に用いません。
□４　譲り受けた犬・猫が疾病等に罹った場合には適切な治療を受けさせます。また，必要に応じて，適切な繁殖制限措置を行います。
□５　譲り受けた犬・猫に病気，行動，その他の問題があった場合，函館市に対してその責任を一切問いません。また，治療等にかかる費用についても一切請求しません。
□６　譲り受けた犬・猫を再譲渡するにあっては，説明等を十分に行いトラブル防止に努めます。生じたトラブルについては双方の責任において解決します。
□７　生後９１日以上の犬については，「狂犬病予防法」に基づき登録し，狂犬病予防注射を受けさせます。犬を譲渡するにあっては，年１回の狂犬病予防注射を接種しなければならないことについて必要な助言を行います。
□８　譲渡後に「元の飼い主」が判明し返還を求められた場合は，団体の連絡先等を教えることに同意します。また，その際には，当該動物の取扱いは当事者間で誠実に話し合うことを約束します。
□９　「動物の愛護及び管理に関する法律」，「北海道動物の愛護及び管理に関する条例」また，犬においては「狂犬病予防法」および「函館市犬の危害の防止等に関する条例」など関係法令に定められた事項を遵守します。
□10　動物愛護に関する意見や考え方等が異なる者への批判や誹謗中傷は決してしません。
□11　譲渡後に，譲り受けた動物等について函館市から報告等を求められた場合は，これに応じます。

年　　月　　日

市立函館保健所長　様

（団体）名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

担当者氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（代表者と同一の場合は記入する必要はありません）